

令和7年12月12日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子でございます。よろしくお願いいたします。

私は三つのテーマについて質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目は、公立学校におけるいじめについてでございます。

今回報告がありました令和6年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果によりますと、公立学校におけるいじめの認知件数は前年度よりも増加していることが明らかになりました。そこで、この調査結果を受け、公立学校におけるいじめについて何点かお伺いいたします。

まず初めに、グラフを見ますと、小学校のいじめの認知件数が右肩上がりなのですが、市町村立小中学校のいじめの認知件数の過去5年間の推移についてお伺いいたします。

◎子ども教育支援課長

市町村立小中学校のいじめの認知件数ですが、令和2年度は約2万3,000件、令和3年度は約3万1,000件、令和4年度は約3万8,000件、令和5年度は約4万4,000件、令和6年度は約5万件となっております。令和2年度から令和6年度にかけて増加し続けております。

◆おだ幸子委員

増加し続けているという現状認識の上で、令和6年度の小中学校それぞれの認知件数、前年度と比較した状況についてお伺いします。

◎子ども教育支援課長

令和6年度、本県の公立小学校におけるいじめの認知件数は約4万2,000件であり、令和5年度から約4,800件増加しました。また、公立中学校におけるいじめの認知件数ですが、約9,000件でありまして、令和5年度から約1,700件増加しております。小中学校ともに前年度からいじめの認知件数は増加しており、学校がいじめを積極的に認知した結果と捉えております。

◆おだ幸子委員

本当に小学校の件数が、増加率で言うと中学校のほうが多いのかもしれないんですけども、件数が、莫大な件数が増えているなど、ちょっと驚きを感じたんですけども、各学校でいじめを積極的に認知する姿勢が広がってきた結果だということなんですけれども、ちょっとよく分からなくて、その理由をお伺いします。

◎子ども教育支援課長

いじめの積極的な認知が行われるようになった理由ですが、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。その翌年、平成26年4月に法に基づ

く、県いじめ防止基本方針を施行しました。さらに、平成 28 年 3 月には国が教職員間におけるいじめの正確な認知に向けた共通理解を形成するための通知を発出したしました。各学校では、いじめ防止対策推進法や県いじめ防止基本方針などに基つきまして、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んでおります。

◆おだ幸子委員

今までいじめとみなしてなかったものを、認知を改めてそういうものも入れるようになってきたから、そういう件数が増えてきたという理解でよろしいですかね。

では、認知が増えたのは大事なことですけれども、さらに認知をして適切な対応をしていくということが大事になってくるかと思うんですが、学校がいじめを認知した場合、いじめを受けた子供、それからいじめを行った子供、それぞれに対してどのように対応を行っているのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

いじめを受けた子供に対しては、最後まで守り通すという認識の下、すぐに安全を確保するとともに、その子供に寄り添い、心のケアを行うなど、家庭と連携して支援していきます。学校はいじめを行った子供に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、その子供の成長への支援という視点に立って、いじめの行為に至った背景などを丁寧に把握し、寄り添いながら対応します。なお、いじめが解消している状態であると判断した場合でも、関係する子供の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握し、いじめの再発防止に取り組んでいます。

◆おだ幸子委員

解消したと言っても、実は仕返しが怖くて黙っているとか、あと事態をもうやめてほしいと思って、本当はつらいんだけど、平気なふりをしたりとか、見えないものがあると思いますので、今おっしゃったように、解消したという形になっても、丁寧な対応をぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、県の発表によりますと、先ほどの調査ですね、発表によりますと、内訳は分からないんですが、公立小中高、特別支援学校におけるいじめの重大事態の発生件数、令和 6 年度 85 件と、前年度の 4 倍、プラス 63 件となっております。ちょっと内訳が分からないのであれなんですけれども、重大事態が増えているという状況を踏まえて、小中学校におけるいじめへの対応について、県教育委員会として今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、今回の調査結果及び県全体における成果や課題などについて、引き続き市町村教育委員会、また小中学校の校長会等と共有してまいります。また、令和 7 年 11 月にこども家庭庁及び文部科学省から、いじめの重大化を防ぐための留意事項集や研修用事例集などが作成されましたので、資料を市

町村の指導主事が集まる会議などで周知するとともに、事例集を基に研修を行っています。いつ誰がどのように行動すればいじめの重大化を防ぐことができるのかということについて、具体的な事例を基に研修を行うことで、いじめの発生防止に取り組んでまいります。

◆おだ幸子委員

要望申し上げます。

いじめの認知が広がったということは大事なことかと思いますが、一方で重大事態が増えているという現状も踏まえまして、認知をした後、重大事態に至らないような適切な対応も必要かと考えます。先ほどお話もございましたが、国がいじめの重大化を防ぐために示しております、いじめの重大化を防ぐための留意事項集ですとか、あといじめの重大化を防ぐための研修用事例集を活用いただきまして、学校が未然防止や早期の解消に向けた取組をさらに充実させていただきまして、いじめの起こりにくい学校づくりを進めていただきますよう強く要望いたします。

次に、委員会資料の35ページにかながわ子どもの声センターの設置に関する記載がございます。これについてお伺いさせていただきます。

設置初年度の総括ということで、令和6年度、センターでは延べ580名の子供と面接を行っていますが、県として取組をどのように評価されているのか、中でも、子供たちの声はどのようなものだったのか、さらに、支援員の意見・感想などで、今後の課題となるようなことがあれば教えてください。

◎子ども家庭課長

まず、この事業を実施してみても率直な感想といたしましては、思った以上に子供たちが様々な話をしてきているなというふうに思っています。当初、児童相談所や児童養護施設の職員でもない第三者という立場の意見表明等支援員に対して、どこまで話をしてくれるのだろうかという思いはありましたけれども、実際に取組を進めている中で、子供の側に話をしたい、話を聞いてもらいたいという気持ちが強くあって、この事業に対する関心の高さですとか、期待感みたいなものが伝わってまいりました。センターの事務局としても、そうしたところすごく手応えを感じているところでございます。

また、子供たちの主な声といたしましては、ルールが多い、厳しい、スマホを使いたいといった、いわゆる施設や一時保護所での生活上のルールに関すること、また、職員について、忙しそうで話しかけられない、職員によって対応が異なる、態度や口調が怖いことがあるといったことや、また職員への感謝の言葉なども聞かれています。そのほか1人部屋が欲しい、ほかの子からの暴力やいじめがある、早く家に帰りたい、また一方で、親が怖いから帰りたくない、進路に関して悩んでいる、こういった実に様々な声が聞かれています。

また、意見表明等支援員からの意見といたしましては、子供が誰にも言わないでほしいと話してくれた内容の取扱いについてですとか、白紙の状態子供から話を丁寧に聞き、適切な応答や会話をすることが難しいといった意見があり、子供と接する際に相当の専門性が求められるといったことが改めて課題として

認識しているところです。

◆おだ幸子委員

かながわ子どもの声センターの活動報告書を読ませていただきましたが、中を見ますと、今おっしゃったような子供たちの様々な意見があつて、施設ではルールの不透明さ、それから職員対応、いじめ、面会交流への不安など、いろんな意見が寄せられていて、また、一時保護所では暴力とかいじめとか、あと家に帰りたいということですか、見通しのなさですね、それから職員の対応のばらつき、生活環境への不満など、かなり深刻な声も多く寄せられているなということを感じました。

これを受けて、県として課題解決に向けた取組や改善支援・指導をどのように行っていくのかお伺いします。

◎子ども家庭課長

子供たちから聞いた話については、子供本人の了解を得た上で、施設や児童相談所と共有をしています。その後、施設や児童相談所からは、事務局に対して報告書を提出してもらい、子供からの意見に対し、組織として検討した内容ですとか、実際に支援に反映できているのか、またどのように子供にフィードバックをしているのかといったことを確認しております。また、子供が施設や児童相談所に対して伝えてほしくない并希望した場合においても、子供の安全に関わるような問題については、子供に理由を説明した上で、特例的に関係者間で共有し、迅速な対応を図ることとしています。

◆おだ幸子委員

また一方で、支援員さんの意見といたしまして、面接に高度な専門性が求められるので、想像以上に難しいという声もありました。例えばスーパーバイザー体制なども含めて、研修等の充実策をお伺いします。

◎子ども家庭課長

意見表明等支援員のスーパーバイザーにつきましては、現在学識者の方2名と弁護士の方1名、計3名にスーパーバイザーとして委嘱をしております。支援員が子供と面接するに当たっては、子供主導であること、また子供をエンパワメントするなど、原則に沿って対応する必要がありますので、面接技術の維持・向上に努める必要があります。現在、年3回の振り返り研修を実施し、スーパーバイザーから助言を頂いたり、支援員同士が意見交換できる場を設けています。今後は外部講師の招聘なども検討しており、研修体制のさらなる充実を図ってまいります。

◆おだ幸子委員

いろんな形で、いろんな大人が子供に関わっていくというのはすごく大事で、この神奈川の取組はすばらしいものだと思いますし、全国に先駆けてやられてきて、その仕組みをうまく使って今やられているということも、実際の児童養護

施設の方からもすごくいいと思いますという御意見を伺いました。

先日、その県内の養護施設にお伺いしまして、いろいろ御意見を伺う中で、このかながわ子どもの声センターについても御意見を頂いてきたんですけれども、その中で、今対象が施設が中心なんですけど、里親や里子さんに対しても拡大してはという御意見を伺ったんですけれども、この点いかがでしょうか。

◎子ども家庭課長

意見表明等支援事業の対象は、社会的養護を必要とする全ての子供たちとなるため、里親家庭で暮らす子供たちもその対象になるというふうに考えてございます。しかし、2組の里親家庭でモデル実施をしたところ、子供からの意見に対して、里親は個人で判断・対応しなければならないという、児童養護施設とはまた違った対応の難しさというのがありますので、まずは里親を対象とした研修会を実施し、この事業の意義や必要性についての理解を深めていただくように今努めております。また、来年度から段階的に里親家庭での実施数を増やしていければというふうに考えているところです。さらに、今後は言語での意見表明に難しさがあると考えられる乳児院、または障害児入所施設、そこで生活する子供たちの声も聞けるよう、今後取組を拡大していく予定としております。

◆おだ幸子委員

対象を拡大していくということで、ぜひよろしく願いいたします。

このテーマ、最後ですが、より多くの子供たちが意見表明権を活用できるようになるために、今後の展開ですとか周知も大事だと思うんですが、この点お伺いします。

◎子ども家庭課長

この事業を推進していくに当たり、子供自身が意見を表明できる権利があることを知らないということが大きな課題であるというふうに認識しております。そのため、事業広報用の子供向けの紙芝居やリーフレット、DVDなどを作成し、施設に出向いて子供へ直接説明する機会を設けることで、子供たちの理解を深める取組を行っています。このリーフレットとDVDの作成には、大学の保育学部の学生にも御協力いただきまして、子供たちに伝わりやすいよう、幼児向け、学童向けといった形で分けて作成をさせていただいております。また、当事者である子供を支援する施設や児童相談所の職員、里親がこの事業の意義を理解する必要があるため、支援者向けの研修会も継続的に実施してまいります。

◆おだ幸子委員

要望を申し上げます。

子供たちが安心して声を届けられる環境づくりは社会全体の責務です。センターの取組が子供一人一人の尊厳を守る確かな仕組みとして定着するよう、現場の声もしっかり聞きながら、支援員環境の充実や対象拡大、分かりやすい周知など、さらによい取組にさせていただくことを要望いたします。

では、最後のテーマでございますが、放課後児童クラブについてお伺いいたし

ます。

報告資料3ページを見ますと、放課後児童クラブの登録児童数は高止まりしており、利用できなかった児童が発生していると記載されています。放課後における子供の居場所を確保することは、子供たちの健全な育成を図るためにも、また共働き家庭などの保護者が安心して子育てと仕事を両立できるようにするためにも喫緊の課題であると考えます。

そこで、以下何点かお伺いいたします。

まず初めに、登録できなかった児童に対してどのような対応を行っているのかお聞かせください。

◎次世代育成課長

待機児童が多い市では、受皿を増やすため、学校の特別教室等を活用した放課後児童クラブの整備などに取り組んでいると聞いています。また、学区内でクラブの利用ができない児童や家庭に対しては、学区外の空きのあるクラブを御案内し、送迎の支援などの取組を行っているとのことでした。

なお、資料に記載の待機児童数 1,097 人は5月1日時点の速報値ですが、現在集計中の10月1日時点の調査では、待機児童数はおよそ400人台に大きく減少する見込みとなっており、市からは夏休み期間の利用ニーズが特に高いため、夏休みを過ぎると、利用希望数が落ち着く傾向があるためだというふうに聞いております。

◆おだ幸子委員

季節的なニーズの変化があるということを知りたけれども、また地域性ということで、県内でも子供の数が急に増えている地域と、そうでない地域があると思うんですが、どの地域で待機児童が多いのか、現状を教えてください。

◎次世代育成課長

県内全ての地域で待機児童が生じているというわけではなく、一部の市町村で待機児童が発生しています。主に茅ヶ崎市や藤沢市、相模原市など、湘南地域や県央地域の一部の市町などで待機児童数が多いという状況です。

◆おだ幸子委員

今後の人口とかも考えて、そこは考えていかなければいけないところなのかなとは思いますが、待機児童の実態を県はどのようにして把握しているのでしょうか。

◎次世代育成課長

市町村の待機児童の状況については、国が行う実施状況調査を取りまとめる中で、県としても数字を把握しています。また、待機児童を含めた放課後児童クラブの実情については、年1回対面で開催している市町村担当者連絡会議で行う情報交換や、また神奈川県学童保育連絡協議会から直接お話を伺う機会を年

二、三回設け、把握をしております。

◆おだ幸子委員

それでは、この実態調査も含めて把握した上で、実際放課後児童クラブを利用できない子供が存在しているわけなんですけれども、そういう子供たちをなくすために県ではどのような取組を行っているのか教えてください。

◎次世代育成課長

基本的には放課後児童クラブは市町村が主体となりますが、県としては施設整備と人材確保の両面から支援をしています。施設整備については、国の整備費補助に対して県独自で上乘せ、いわゆるかさ上げの補助を設け、市町村や事業者が行う整備を支援しています。人材確保については、例年6月から2月にかけて放課後児童支援員認定資格研修を実施し、放課後児童支援員の資格取得を進めています。令和6年度は1,528人が受講し、これまで累計で1万5,000人近くの方が修了しています。

◆おだ幸子委員

研修もやっていらっしゃるということで、実際支援の質の向上について、この後ちょっとお伺いしたいんですけれども、放課後児童クラブで働く職員の方の必要な資格の有無ですとか、また支援員の質を確保するための取組についてお伺いいたします。

◎次世代育成課長

放課後児童クラブで働くには、放課後児童支援員という資格が必要です。この放課後児童支援員は、認定資格研修を受講することで取得でき、また支援員の資格を持たない補助員という方も子育て支援員研修放課後児童コースというものを受講していることが望ましいとされています。また、認定資格研修により支援員を増やすほかに、資質向上研修により支援員及び補助員の質の向上に努めています。

◆おだ幸子委員

研修によっては任意というか、マストではないものもあるということですね。だから、現場の状況によって受講すると。分かりました。

支援員の質の向上、今おっしゃったような研修が重要だと考えるんですけれども、現場で働く職員のうち、どの程度の職員が研修を受講しているのか教えてください。

◎次世代育成課長

まず、職員数ですが、県内の放課後児童クラブの現場では、支援員・補助員ともに約9,000人ずつおまして、およそ合計1万8,000人の方が働いています。

資質向上研修は、令和6年度は県が実施するほかに、横浜市、川崎市、横須賀市でも実施しており、県が行う研修にはこれらの市以外、横浜市、川崎市以外の

クラブに勤める約6,000人が対象で、そのうち希望する方が受講されています。令和6年度は、例えば特別な配慮を必要とする児童への対応など、四つのテーマについて対面及びオンラインで8回開催をしまして、実人数で737名、延べ1,487人が受講いたしました。

◆おだ幸子委員

約分母が6,000人で、その方たちが任意で希望する研修を受けるということですね。はい、分かりました。

このテーマ最後なんですけれども、実際にあった御相談なんですけど、共働きの御家庭で、放課後児童クラブの職員さんの高圧的な対応が嫌で、子供がクラブに行くのを拒んだために、クラブを退所することになりましたが、ほかがないので、小学校低学年の子供を1人で家で留守番させるしかなかったという御相談がありました。実際、海外ではこの年齢の子供が1人で留守番することを違法としている国や地域もあるんですけれども、ほかにも放課後児童クラブにおいて、職員による盗撮疑いや声を荒らげて子供に言うことを聞かせようとするなどの不適切な事案がニュースで報じられています。県ではこうした事案を防止するためにどのような対策を講じているのか教えてください。

◎次世代育成課長

令和7年10月1日の改正児童福祉法の施行により、クラブの職員による虐待に関する通報が義務化をされました。放課後児童クラブは市町村の所管となりますので、基本的には各市町村が報告を受け対応することになりますが、県は市町村からの虐待報告を受けて、その件数等をホームページで公表していくこととなります。また、県は放課後児童支援員の資格管理を行っているため、虐待の内容によっては支援員の資格の取消し等も含め検討していくこととなります。

◆おだ幸子委員

では、要望申し上げます。

放課後児童クラブは、県内で10万人以上の子供が利用する大変重要な放課後の居場所と考えます。希望しているにもかかわらず利用できない家庭が生じないように、引き続き県として市町村の整備や人材確保を支援するとともに、クラブの質の確保にも努めていただくことを強く要望します。以上です。